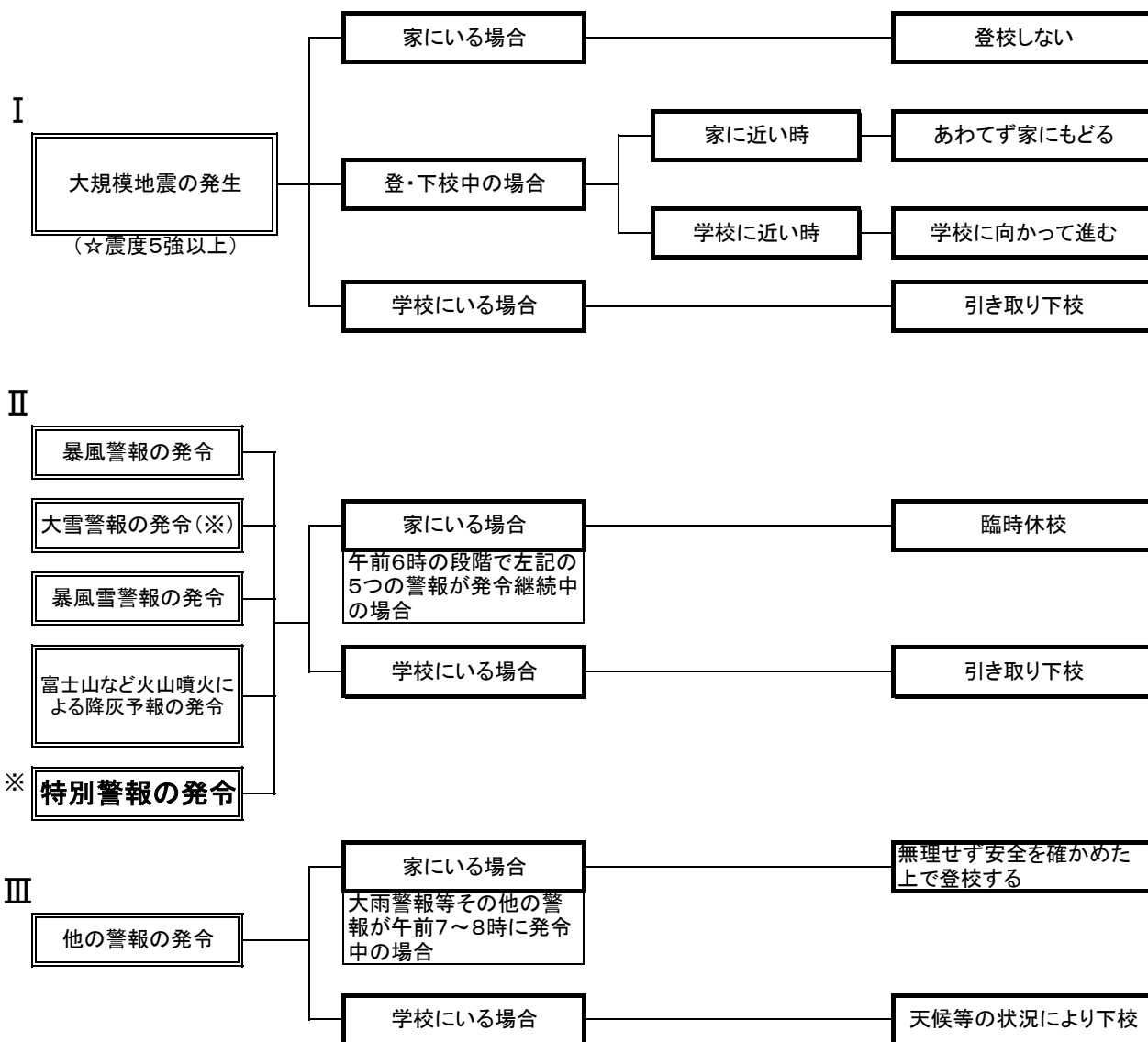


令和4年度 緊急災害発生時における児童の安全確保について



※特別警報とは

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波、噴火等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

【気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>より抜粋】

◆ I、IIで学校にいる場合、原則として児童の安全確保のため、学校待機とします。また、状況に応じて引き取り下校します。その際、引き取りがあるまで、学校でそのまま待機しています。

◆ 災害時に備えて、家庭での対応の仕方を日ごろから話し合っておいてください。

◆ Jアラートが発令された場合は、児童の安全を考えて、登校を見合わせたほうがよい場合も考えられます。その判断は各家庭で行い、安全を確認した上で登校させてください。

◆ 「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、状況によっては、教育委員会が「全校一斉休校」を判断する場合があります。

◆ 前日に公共交通機関の計画運休が発表された場合、「臨時休校」や「始業時刻の変更」を行う場合があります。

児童の登下校について

- 1 午前6時の段階で、暴風警報及び大雪警報、暴風雪警報、降灰予報、特別警報が発令継続中の場合は、休校となります。
- 2 児童の安全確保のために、授業時間を繰り上げる場合と、引き取り下校になる場合があります。
- 3 風水害や雪害の際は、警報が発令されていないときでも、地域によっては、児童の安全を考えて、登校を見合わせたほうがよい場合も考えられます。その判断は各家庭で行い、安全を確認した上で登校させてください。
- 4 災害発生のために登校できない場合及び災害が発生する可能性がある判断して登校しなかった場合は、欠席になりません。
- 5 給食を実施するか中止するかは状況を見て学校が判断します。
- 6 大雪の場合、警報だけでなく、降雪量や予報をもとに